

平成29年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成29年6月22日（木）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第24 議案第9号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 発委第1号 遠軽町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第29 発委第2号 遠軽町情報公開条例の施行に関する遠軽町議会規則の一部改正について
- 日程第30 発委第3号 遠軽町議会災害対応要綱の制定について
- 日程第31 請願第1号 「議会報告会」の開催を求める請願書
(付託案件) (議会運営委員会審査報告、平成29年第2回定例会付託)
- 日程第32 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第33 意見案第2号 精神障がい者に対して一層の助成を求める意見書
- 日程第34 意見案第3号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書
-

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

《平成29年6月22日》

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育委員会 委員長	新山 史賢 君
代表監査委員	村瀬 光明 君	農業委員会 委員長	新国 純一 君

◎説明員

総務部長	加藤 俊之 君	民生部長	舟木 淳次 君
経済部長	澤口 浩幸 君	経済部技監	内野 清一 君
地域拠点施設準備室長	斉藤 隆雄 君	総務課長	鈴木 浩君
情報管財課長	古賀 伸次 君	企画課長	佐藤 祐治 君
財政課長	大堀 聡 君	地域拠点施設準備室参事	今井 昌幸 君
建設課長	金沢 一彦 君	生田原総合支所長	門脇 和仁 君
丸瀬布総合支所長	只野 博之 君	白滝総合支所長	村上 裕和 君
会計管理者	荒井 正教 君	教育長	河原 英男 君
教育部長	小野寺 健 君	総務課長	大貫 雅英 君
監査委員事務局長	伯谷 和昭 君	選挙管理委員会事務局長	伯谷 和昭 君
農業委員会事務局長	河本 伸二 君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	安江 陽一郎 君	事務局主幹	渡邊 亮司 君
事務局係長	小玉 美紀子 君		

《平成29年6月22日》

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩澤議員、竹中議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第24 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第24 議案第9号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第9号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成29年度遠軽道の駅大型車庫建設工事（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は9,482万4,000円であります。

契約の相手方は、山口・大同特定建設工事共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役山口正英、構成員、紋別郡遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、6月19日、株式会社渡辺組ほか6社により指名競争入札を行い、山口・大同特定建設工事共同企業体が9,482万4,000円で落札をしております。

《平成29年6月22日》

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表13番に記載をしておりますので、御参照願います。

山口・大同特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第25 議案第10号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第10号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成28年度ふくろ団地公営住宅建設工事（E棟）（建築主体）（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,501万6,000円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長石井英治であります。

この工事につきましては、6月19日、株式会社渡辺組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社管野組が6,501万6,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表16番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社管野組とは、同日、仮契約を締結しております。

《平成29年6月22日》

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 議案第11号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第11号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成28年度ふくろ団地公営住宅建設工事（F棟）（建築主体）（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,220万8,000円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役山口正英であります。

この工事につきましては、6月19日、株式会社渡辺組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社山口産商が6,220万8,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表19番に記載をしておりますので、御参照願います。

株式会社山口産商とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、11月20日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

《平成29年6月22日》

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第12号

○議長（前田篤秀君） 日程第27 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第12号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成29年度遠軽町白滝高齢者総合生活福祉センターほのぼの改修工事（機械設備）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,487万4,800円であります。

契約の相手方は、北海・高橋特定建設工事共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町白滝813番地、有限会社北海設備、代表取締役山崎幸治、構成員、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社高橋組、代表取締役上田隆裕であります。

この工事につきましては、6月19日、有限会社ウエノほか6社により指名競争入札を行い、北海・高橋特定建設工事共同企業体が5,487万4,800円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況（追加）の一覧表25番に記載をしておりますので、御参照願います。

北海・高橋特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、12月8日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

《平成29年6月22日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発委第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第28 発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番(高橋義詔君) ー登壇ー

発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正について説明いたします。

提案理由は、遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正(平成29年3月21日条例第13号)に伴い、本条例の一部を改正するもので、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会委員会条例の一部を改正する条例でありまして、同条例の一部を次のとおり改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町議会委員会条例(抜粋)新旧対照表でありまして、第2条第2項中、民生常任委員会「6人」を民生常任委員会「5人」に改め、同条第3項中、経済常任委員会「6人」を経済常任委員会「5人」に改めるものです。

なお、本条例改正案については、全会一致のもと本提案をするものですが、その検討過程においてはさまざまな意見がございました。特に、常任委員会の数については、次の常任委員会の任期の2年の間において、さらに議論すべきと確認したところであります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成29年10月23日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

《平成29年6月22日》

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発委第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第29 発委第2号遠軽町情報公開条例の施行に関する遠軽町議会規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番(高橋義詔君) ー登壇ー

発委第2号遠軽町情報公開条例の施行に関する遠軽町議会規則の一部改正について説明いたします。

提案理由は、遠軽町情報公開条例(平成17年遠軽町条例第13号)の一部改正に伴い、電磁的記録に記録されている公文書の公開方法について規定し、文言を整理するため、本規則を一部改正するもので、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町情報公開条例の施行に関する遠軽町議会規則の一部を改正する規則でありまして、同規則の一部を次のとおり改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町情報公開条例の施行に関する遠軽町議会規則(抜粋)新旧対照表でありまして、第4条第1項中「公文書を閲覧するもの」を「公文書(電磁的記録を町長が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)を閲覧又は視聴する者」に、「又は破損」を「若しくは破損し、又は改ざん」に改め、同条第2項中「違反するもの」を「違反する者」に改めるものです。

第5条中公文書の写しの次に「(電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。)」を加え、「開示請求」を「公開請求」に、「公文書1件名」を「公文書1件」に改めるものです。

第6条中交付の次に「及び送付」を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則としまして、この規則は、平成29年7月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

《平成29年6月22日》

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第2号遠軽町情報公開条例の施行に関する遠軽町議会規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 発委第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 発委第3号遠軽町議会災害対応要綱の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○1番（今村則康君） ー登壇ー

遠軽町議会災害対応要綱の制定についてを御説明いたします。

発委第3号遠軽町議会災害対応要綱の制定について。

上記の議案を別紙のとおり遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

提案理由は、町の災害対策を側面から支援し、町民の安全の確保と早期の復旧、復興等に資するため本要綱を制定するものであります。

最近の我が国の自然災害の発生状況を見ますと、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、日本の太平洋三陸沖を震源として発生し、地震の規模を示すマグニチュード9.0でした。また、平成28年4月14日には熊本地震、熊本県と大分県で相次いで発生し、気象庁震度階級では最も大きい震度7を観測する地震が二度にわたり発生しました。さらに、北海道内を見ましても、昨年夏には大雨が数度にわたってあり、我が遠軽町においても大きな被害を受けております。

このような状況を鑑みますと、いつ起こるかわからない自然災害への対応に、議会といたしましても、組織体制を事前に整え、事あるときは、たとえ微力であっても備える必要があるため、本要綱を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会災害対応要綱は、8条で構成しております。

第1条は、趣旨に関する規定でありまして、この訓令は、遠軽町内において地震等の災害が発生したときに、遠軽町議会議員（以下「議員」という。）が、遠軽町災害対策本部

《平成29年6月22日》

(以下「町対策本部」という。)と連携し、議員の適切かつ迅速な対応により、町の災害対策を側面から支援し、町民の安全の確保と早期の復旧、復興等に資するため、必要な事項を定めるものとしたしております。

第2条は、定義に関する規定であります。

第3条は、連絡会議の設置に関する規定でありまして、遠軽町議会議長は、災害により町対策本部が設置された場合、これと連携するために、遠軽町議会内に遠軽町議会災害対応連絡会議を設置することができるものとしております。

第4条は、連絡会議の組織に関する規定であります。

第5条は、所掌事項に関する規定でありまして、連絡会議は、次に掲げる事務等を行うものとする。

第1号は、議員の安否等その居所確認。

第2号は、町対策本部からの災害情報等の収集及び各議員への情報提供。

第3号は、議員からの災害情報等の把握及び集約。

第4号は、前号で集約した災害情報等の町対策本部への提供。

第5号は、被災地、避難所等への調査。

第6号は、必要に応じて国、北海道等への要望活動等。

第7号は、その他、会長が必要と認める事項とするものであります。

第6条は、議員の役割に関する規定でありまして、議員の役割は、次に掲げるとおりとするものであります。

第1号は、災害が発生した場合は、議員自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡会議と各議員の連絡体制を確立し、維持させること。

第2号は、被災地、避難所等における各情報等の収集を行い、必要に応じて連絡会議に報告することとするものであります。

第7条は、参集に関する規定であります。

第8条は、雑則に関する規定であります。

附則といたしまして、この訓令は、平成29年6月22日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。

議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第3号遠軽町議会災害対応要綱の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成29年6月22日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 請願第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第31 請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願書を議題とします。

平成29年第2回定例会において付託しました議会運営委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番(高橋義詔君) 一登壇一

請願審査報告書。

議会運営委員会に付託されました「議会報告会」の開催を求める請願書について、審査結果を報告いたします。

審査の結果は、不採択とすべきものと決定したところです。

審査の経過は、委員会審査を平成29年4月5日、4月24日、5月10日、5月29日、6月16日に行いました。審査に当たっては、紹介議員である岩澤議員から説明を受けた後、質疑を行いました。その後、各委員の討論を経ましたが、討論の内容として不採択とすべきものとして一致していることから、表決を行い、全会一致をもちまして、不採択とすべきものと決定したところであります。

不採択とすべきものと決定した理由は、次のとおりです。

本請願は「議会基本条例第7条第7項に基づき、議会報告会を開催し、議会基本条例等の一部改正等の議決に関する説明を果たすことを求める。」との願意であり、具体的には、(1)「議決に関する議会報告会の開催を求める。」(2)「条例第8条第4項が削除された理由と、議員が審議委員等に就任した場合の議会運営の説明を求める。」とされています。

一方で、去る5月14日に平成29年第2回遠軽町議会(3月定例会)についての議会報告会と遠軽IC道の駅の建設、(仮称)えんがる町民センターの建設をテーマとした意見交換会において、請願提出者も御臨席の上、本件に係る質疑応答があったことにより、結果的に願意が満たされたと判断し、全会一致をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、議会は請願によって議会報告会を開催することは議会の責務ではないかという論点・争点の整理については、個別事項の要求の都度に議会報告会を開催することは実質的に困難であり、議会が議会全体の合意によって必要に応じて開催すべきものとしたところでもあります。

また、議員が審議会委員等に就任した場合の議会運営については、「違法ではないが、

《平成29年6月22日》

適切ではない」とする行政実例を基調としながらも、個別事項によって議会が判断すべきものとしたところでありますとまとめました。

加えて、議会運営委員会においては、議会報告会がいかにあるべきかについて、今後も実施すべきであるという方向性を確認しましたが、参加者の減少や固定化に対する具体的な対応や手法等については、なおも検討すべきとしたところであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） この請願に対して、議運として数回にわたって議論されたことについては敬意を表したいと思います。

ただいまの報告にありました別記に記載されている内容は、私が見るには、不採択の理由にはならないのではないかとこのように考えます。

理由の一つ目にある、5月14日の議会報告会に提出者3人が出席して、質疑応答があったから願意が満たされたとあるのですが、議会として、請願の扱い方が誠実さに欠けるのではないかなというふうに思います。

まず、4月5日の議運で開始した請願の審査を中断して、5月14日に議会報告会及び意見交換会を開催したのはなぜなのか、そして、その議会報告会で、なぜ議会基本条例一部改正の報告を正式な議題にしなかったのか、この点についてまず伺いたいと思いますし、4月5日の会議録を見ますと、委員の発言です。議会報告会の開催は必要に応じてとされているが、議会基本条例の一部改正や議員定数削減があったので実施する必要があるというような意見を受けて報告会を開催することになっているようです。この時点で、この請願を採択としていけば、何の問題もなかったのではないかなというふうに私は考えるのです。勘ぐるに、もしかして、5月14日の報告会は、結果として、請願を不採択にするために利用したのではないかと思われても仕方がないのではないかなというふうに勘ぐってしまうのですが、その点。1点目と2点目については御説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） まず、5月14日の議会報告会開催の理由でございますが、これから遠軽町が抱えております、（仮称）えんがる町民センター、遠軽IC道の駅、大きな事業をするに当たって、やはり広く町民の声を聞かなければならないということで、議会自らが決定して開催したということでございますので、その請願があったから、なかったからということではございませんし、そのことは議会報告会の中でも私のほうで発言していますし、確認されていることかなというふうに思っております。

今、岩澤議員の勘ぐりというか、そういうことは全くないというふうに思っております。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

《平成29年6月22日》

○9番（岩澤武征君） 確かに大きな事業があって、それを説明するための報告会という趣旨もわかりますが、どうせなら、この請願が出ているのですから、議運が主催しようがどうしようが、このことをきちんと議題に取り上げるべきではなかったのかなというふうに思います。

二つ目に、最高規範としての議会基本条例の中身の課題だったですから、各議員が町民の皆さんに対して説明するためにも、議運の検証結果のまとめがもし作成されているのであれば、議運以外の議員にも配付して、議員がみんな共通認識のもとで町民に話ができるという状況をつくるべきではなかったのかというふうに思うのです。その検証結果のまとめというものはあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） 現時点で検証結果のまとめというものは、作成はしておりません。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 別紙の理由の3段落目、「なお、」以下の部分については、請願者は、このようなことは全く要請しておりません。論点・争点というのは議運の中での議論であると思います。

それから、4段落目の「また、」以下ですね、これは議会報告会などで説明する内容であって、不採択の理由としてここに載せるべきではないというふうに思うのですね。

これ以下は、3段落目、4段落目は、もし出すとしても削除すべきではないかなというふうに思うのですが、1点目からいって、以上の理由で、ここに示された議運の不採択の報告は、やはり考え直すべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） 御指摘ありがとうございます。

岩澤議員とはかなり見解の相違が、私はあるなと思っていますし、これも議会運営委員会の中で、全委員確認のもとに行われております。ただ、やっぱりこの議会報告会の開催のやり方については、議員それぞれがそれぞれの考え方があると思うのです。どうしてもこういう形というのは、白か黒か、ゼロか百かになって報告しなければなりませんので、ただ、議員の多くも、40点の人もいれば70点の人もいると思うのです。でも、結果としてこういう形で出さなければならない、いずさも若干あるのです。その辺はちょっと御理解いただきたいと思っていますし、つけ加えますけれども、いろいろな方から、これから請願が出てくる可能性ありますよね。そのときに議会で必ず全員で対応していかなければならないということも、なかなか現実的には厳しいかなというのも不採択の理由の一つにあることをつけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 質疑は3回となっておりますので。

そのほか。

《平成29年6月22日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、この請願の原案に賛成者の発言を許します。

岩澤議員。

○9番(岩澤武征君) ー登壇ー

私は、請願に賛成の立場で討論します。

私は、町民が議会の傍聴に足を運ぶことだとか、陳情や請願などを出すこと、これは議会に対する関心と期待のあらわれであると受け止めて、丁寧に対応することが必要だと考えています。同時に、昨年9月に議決した議会基本条例改正の経過や理由、さらには、改正に伴う議会運営の変更などについて知りたいという町民からの請願内容は、極めて妥当だと受け止めて紹介議員を引き受けたものです。

さて、議会基本条例は、議会の最高規範として存在し、議員の個人的な感情で改廃するものではないと思います。議会だけでなく、広く町民の声を聞き、透明性のある議会運営を前提として、議会基本条例第25条では、この条例の目的が達成されているかどうかを検証すること、その検証に基づいて、改正を含めた適切な措置を講ずると規定しています。

しかし、昨年9月、定例会で議決した議会基本条例の一部改正に向けた議運での検証の仕方には、私は問題があったと考えています。それは、論点・争点整理を含めた検証結果がまとめとして作成されていないために、議案の提案理由の説明もなかったということです。その結果、改正された議会基本条例に対する全議員の共通理解が図れずに、町民にも説明ができない状況をつくってしまったのではないかと考えます。

しかるに、昨年の議運による議会基本条例見直し論議の中では、第7条第7項、「年1回以上報告会を開催する」について削除するという極論が出され、最終的に「必要に応じ」とした経緯があります。その結果、必要に応じとは、いつ誰がどのように判断するかが不透明になり、昨年は報告会が開催されませんでした。また、第8条第4項、「議員は、審議会等の委員に就任しない」が削除されたことは、二元代表制の趣旨、条例の根幹にかかわる内容であり、その削除理由と具体的な議会運営を知りたいという町民からの請願はごく当然のことだと考えます。

これに対しての議会側の対応について、いま一度、冷静に考えてみてはいかがでしょうか。5月14日に開催した議会報告会及び意見交換会はなぜ急いで開催されたのでしょうか。昨年議決した議会基本条例の一部改正についての議会報告会の開催を求められている請願の審査を中断し、3月議会に限定した議会報告会を急いで開催した上で、再び請願審査に戻って、意見交換会での請願提出者3人が臨席の上、本件に係る質疑応答があったことにより、結果的に願意が満たされたことになるから不採択とすべきものと決定したとい

《平成29年6月22日》

う審査報告は、誰が考えても不思議な話だと思います。

議会報告会では、3月議会だけに限定して、それ以外については質問さえ受け付けず、次の意見交換会で発言したから終わりというのは、明らかに請願者に対して誠意のある対応とは言えないのではないのでしょうか。町民に議会基本条例はこのような理由でこのように改正したという説明を堂々とできないで、町民からの要請は拒否するというのは、議会として重大な問題だと思います。

議会基本条例の冒頭、議長挨拶では、町民に開かれた議会づくり、町民に対する説明責任を果たすための議会報告会を約束しておきながら、現実にはそれに反する行動をとる議会では、町民の理解は得られないのではないのでしょうか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）提案された理由による請願の不採択の決定は、最高規範である議会基本条例の趣旨に反して、町民に閉ざされた議会であることを宣言することになるものであり、再考すべきだと考えます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（前田篤秀君） 静粛に。

次に、この請願の原案に反対者の発言を許します。

黒坂議員。

○7番（黒坂貴行君） ー登壇ー

反対の立場で討論いたします。

請願は、議会基本条例の改正等の議決に関する説明責任を果たす議会報告会の開催を求めることとされております。

報告会に関しましては、町民からの議会報告会の要望があった場合、その都度、その個別事項の要求に対しまして報告会を開催するのは困難であると認識しております。議会が、または議員が要望等を収集し、議会全体で合意のもとに開催を決定することが適当であると私は考えております。

次に、審議会等に就任しない規定を強く制限したことを見直してまいりましたが、決して二元代表制を逸脱するとは考えていませんし、このことによって二元代表制がなし崩しになるとは思いません。今後の議会の判断によって、その立場から積極的な参加は少ないと思っておりますし、必要とあれば就任すべきと考えております。事案によって、議会として判断すべきではないのでしょうか。

町民、町、議会が協働してまちづくりを行うことを前提としております自治基本条例の場合、この3者協働と二元代表制が相反し、若干矛盾を感じることはありますけれども、この3者協働を考えると、就任は可能ではないかと考えております。

最後に、この議会基本条例の改正は、全会一致で議決されましたけれども、今回、反対の行動がなされました。議会としては残念なことです。署名する際には、柔軟な姿勢を見せていただきたかったと私は考えております。

以上です。

《平成29年6月22日》

○議長（前田篤秀君） 次に、この請願の原案に賛成者の発言を許します。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、討論を終わります。
これより、請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願書を採決いたします。
この採決は、起立によって行います。
この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。
請願第1号「議会報告会」の開催を求める請願書を採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立少数です。
したがって、請願第1号は、不採択にすることに決定しました。

◎日程第32 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 意見案第1号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○12番（松田良一君） ー登壇ー

読み上げて提案を申し上げます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきました。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

《平成29年6月22日》

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

一つ、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

２、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

３、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第33 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 意見案第2号精神障がい者に対して一層の助成を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○14番（秋元直樹君） —登壇—

精神障がい者に対して一層の助成を求める意見書について、読み上げて提案いたします。

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し、共生する社会を目指し、自立及び社会参加の支援等に向けた理念を定めています。

また、障がい者の権利に関する条約が批准され、障がいを理由とする差別の解消を社会

《平成29年6月22日》

において推進することを目的とした、差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されました。

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠です。

このため、公共交通機関において、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っているところです。

よって、国においては、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障がい者も、身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月22日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号精神障がい者に対して一層の助成を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第34 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第34 意見案第3号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） —登壇—

意見案第3号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書。

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相

《平成29年6月22日》

談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めています。政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表いたしました。

これまでも依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してきませんでした。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求めます。

記。

1点目、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。

二つ目、3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

3点目、ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付します。

◎閉会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《平成29年6月22日》

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） これで、本日の会議を閉じます。

以上で、平成29年第4回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	石	田	篤	秀		
署	名	議	員	岩	澤	武	征
署	名	議	員	竹	中	裕	志

《平成29年6月22日》